

3江審第15号

審理員意見書

令和3年9月8日

審査庁

江東区長 山崎 孝明 殿

審理員 平尾 潔



行政不服審査法（平成26年法律第68号）42条2項の規定に基づき、審査請求人[REDACTED]が令和3年5月6日に提起した処分庁による行政財産使用許可に伴う使用料の徴収に関する処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求の裁決に関する意見を提出する。

審理員の意見

本件審査請求を棄却する  
との意見を述べる。

意見の理由

第1 事案の概要

- (1) 令和3年2月2日、審査請求人より行政財産使用許可申請書が提出された。
- (2) 処分庁は、上記申請書に対し、令和3年2月5日付で行政財産使用許可決定を出した。
- (3) 令和3年2月25日、令和2年度分の使用料4,620円が納入された。
- (4) 令和3年5月6日、審査請求人が処分庁に対し審査請求書を提出した。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

生活に必要な水道を使用することに代金が発生することは容認できないので、使用料55,440円の免除を希望する。

### 2 処分庁の主張の要旨

審査請求人の主張には理由がない。

## 第3 審理員の意見の理由

### 1 関係法令

(1) 行政財産の使用にあたっては、法225条の規定によれば普通地方公共団体は法238条の4第7項の規定による許可を受けてする使用料を徴収することができ、また、法228条1項の規定では、その使用料に関する事項については、条例で定めなければならないとされている。

(2) 処分庁では、「江東区行政財産使用料条例」（昭和41年7月江東区条例第18号。以下「使用料条例」という。）を定めており、使用料条例1条では、条例以外に別途規定を置くことを許容している。使用料の決定に関しては、「江東区公有財産管理規則」（昭和39年3月江東区規則第12号。以下「規則」という。）41条及び「江東区財産価格審議会要綱」（昭和54年12月1日江総財発第363号）2条の規定に基づき江東区財産価格審議会（以下「財価審」という。）の議を経るものとされているが、別に区長が指定するものについてはこの限りではないと規定している。

(3) 「江東区公有財産管理運用委員会規程」（昭和45年4月江東区訓令甲第6号。以下「委員会規程」という。）2条2項及び別表2（5）の規定により、水道管を設置するため隣接土地所有者又は使用者に土地を使用させる場合などは、総務部長へ協議することにより江東区公有財産管理運用委員会（以下「運用委員会」という。）の審議の対象から除外することができる。行政財産の使用料又は普通財産の貸付料で、かつ運用委員会の審議の対象外の案件については、「江東区公有財産管理規則

第41条ただし書きに規定する別に区長が指定するものについて（依命通達）」（平成18年3月20日17江総経第487号）の2の規定により、財価審の審議を要せずの使用料を決定することができる。

- (4) そして、使用料の算定については、「江東区行政財産使用料条例第2条に規定する使用料の算定及び第5条に規定する使用料の減免について（依命通達）（以下「依命通達」という。）」（平成18年3月17日江総経第488号）により基準が定められており、財価審へ付議をしない場合の使用料であって、電柱等その他「江東区都市公園条例」（昭和52年6月江東区条例第13号。以下「公園条例」という。）で規定するものは公園条例を準用して算定するとしている。公園条例別表第3では水道管の料金は外径に応じた1メートルあたりの月額単価が定められており、当該月額単価に使用する数量（メートル）を乗じた金額が1月あたりの使用料となる。

- (5) 本件使用料の減免について

処分庁では、使用料の減免に関する事項について、使用料条例により定めている。また、減免の決定に関しては、規則42条及び委員会規程2条1項2号の規定に基づき、江東区公有財産管理運用委員会の議を経るものとされている。

ただし、本件は委員会規程2条2項及び別表2（5）の規定により、総務部長へ協議することにより運用委員会の審議の対象から除外することができる。また、運用委員会の審議を要しない案件についての減免の基準について、使用料の算定と同様、依命通達別紙2の規定により減免基準が定められている。同基準によれば、減免が適用される場合は、国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するときなどに限られている。

## 2 本件処分について

- (1) 本件処分に係る行政財産（以下「本件行政財産」という。）の使用許可については、令和3年2月5日付2江土管第4232号により、行政財産使用許可の決定がなされている。

- (2) 本件処分は、行政財産である土地に水道管を設置する場合であり、行政財産使用許可申請書上の数量は、外径32ミリメートル、延長32,945メートルと記載されている。このため依命通達別紙1(1)の規定に基づき公團条例を準用し、33メートルに140円を乗じた一月の金額を4,620円と算定の上、その使用月数である12月分を乗じた結果、使用料を55,440円としたものであり、上記各関係法令に照らし、適切な算定がなされている。
- (3) また、審査請求人は使用料の免除を求めているところ、使用料の減免については、本件処分で決定された使用料は対象外であり、免除することはできない。
- (4) よって、審査請求人の主張には理由がないので、頭書記載の審理員意見に至った。

以上